

項 目	内 容
認証契約を締結した期日 及び認証番号	平成20年6月30日 CE0308013
被認証者の氏名又は名称 及び住所	東光タイヤ工業株式会社 東京都北区堀船2-3-13
認証に係る日本産業規格の 番号及び日本産業規格の 種類又は等級	J I S K 6 3 2 9 更生タイヤ 自動車用更生タイヤ 産業車両用及び建設車両用更生タイヤ
鉱工業品又はその加工技術 の名称	更生タイヤ
認証に係る工場又は事業場 の名称及び所在地	東光タイヤ工業株式会社 那須工場 栃木県那須郡那須町大字漆塚792-4
認証に係る鉱工業品の製造 又は加工をする工場又は 事業場を識別するための 表示事項	—
認証契約の有効期限	—
法第30条第1項又は 第31条第1項の表示とし て表示する事項及びそれに 付記する事項並びにそれら の表示の方法	1) 表示事項 ① J I S マーク ② 日本産業規格の番号 ③ 登録認証機関の略号 ④ 認証番号 ⑤ 製造年月又はその略号 ⑥ 製造業者名又はその略号 ⑦ J I S 表示事項 2) 表示の方法 ① 表示単位は、1製品ごととする。 ② 表示場所は、サイド部の表面とする。 ③ 表示の方法は、浮き出しする。
認証を行った鉱工業品の 個数又は量並びに当該鉱工 業品又はその包装、容器若し くは送り状に付されている 識別番号又は記号及びその 表示の方法	—
認証に係る産業標準化法の 根拠条項	産業標準化法第30条第1項